

事 務 連 絡

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

公益社団法人 全日本不動産協会千葉県本部 ご担当者 様

東京空港事務所 空港振興課 蔵本

東京都大田区羽田空港 3-3-1

TEL : 03-5757-3002

Mail : kuramoto-r97wh@mlit.go.jp

羽田空港における高さ制限資料の送付について

早速でございますが、東京空港事務所では標記につきましてお知らせを行い、空港周辺における建造物等の設置制限にご理解とご協力をお願いすることとしております。

お手数でございますが、下記資料を確認・周知して頂きますようお願いいたします。資料内でご不明な点等ございましたら、東京空港事務所空港振興課へお問い合わせください。

また、本メールは各関係機関ご担当者様の変更やメールでの送付をご希望される場合はご連絡をよろしくお願いいたします。

記

- ・東京国際空港（羽田空港）における住民等への高さ制限の周知のお願いについて
- ・東京空港事務所からのお知らせ
- ・航空法による高さの制限について

以上

令和2年10月12日

各関係機関 ご担当者 様

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所

東京国際空港(羽田空港)における住民等への高さ制限の周知のお願いについて

平素より航空行政へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、航空法による建築物等の高さ制限につきましても、住民や建築確認申請予定者等への周知及びご指導頂いておりますことを重ねて御礼申し上げます。

空港周辺におきましては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があることから、航空法第49条第1項及び第56条の3において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

昨年度に引き続き、住民や建築確認申請予定者等への高さ制限の説明資料を別紙のとおり作成しましたので、広報等周知の際にご活用下さいますようお願い申し上げます。

また、貴機関のホームページにおいて、当所の高さ制限に関するお知らせ文書の掲載及びホームページのリンクを張っていただくことについても、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

リンクアドレス:<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html>

住民及び建築確認申請予定者等への本件周知及びご指導についてご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

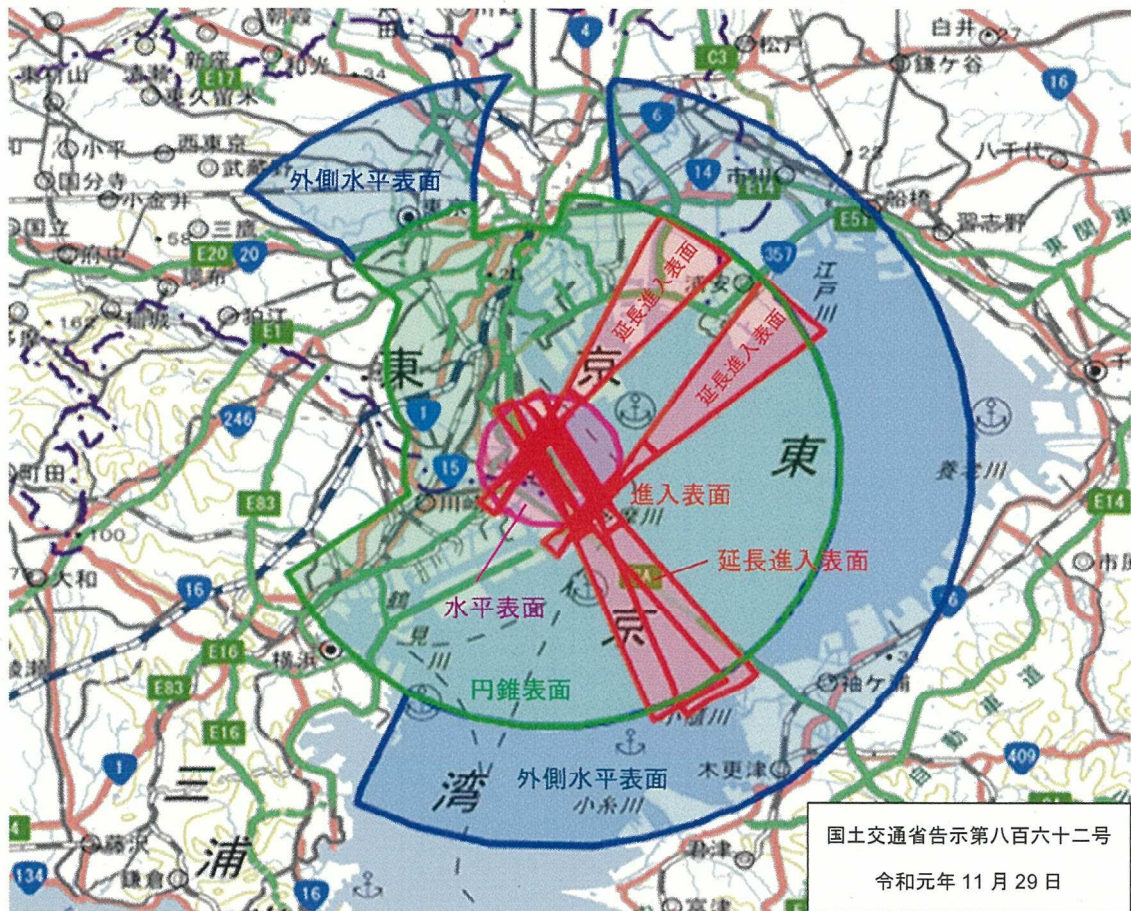
記

[別添]

- ・東京空港事務所からのお知らせ
- ・東京国際空港(羽田空港)における高さ制限の資料

本件についてのお問い合わせ先
東京航空局 東京空港事務所 空港振興課 電話:03-5757-3002

東京空港事務所からのお知らせ



東京国際空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、上図の区域にて制限表面（高さ制限）を設けています。

（航空法第49条）

対象区域では、原則として制限表面を超えた物件等設置を行う事は出来ませんので、以下の URL で制限高のご確認をお願いします。

また、制限高に近接する物件等についても、航空機の運航への支障の有無及び航空障害灯の設置要否を判断する必要がある場合がございますので、物件設置を予定しておりましたら、計画段階のうちに下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱・工事用クレーン、或いは上空に浮揚するアドバルーンやドローン等も該当しますので、ご留意下さい。

内容にご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【羽田空港高さ制限回答システム】※「羽田空港 高さ制限」で検索してください。

URL : <https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/>

■問い合わせ先

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港振興課

TEL 03-5757-3002(平日 9:00~17:00)